

猪名川町道の駅整備事業

特定事業の選定

令和3年2月25日

猪名川町

猪名川町（以下「町」という。）は、令和2年1月22日に実施方針を公表した猪名川町道の駅整備事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和3年2月25日

猪名川町長 福田 長治

目 次

1.	事業概要	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業の対象となる公共施設	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業用地	2
(5)	事業の範囲	2
(6)	事業方式	2
(7)	事業期間	2
2.	事業の評価	2
(1)	評価方法	2
(2)	定量的評価	3
(3)	定性的評価	4
3.	総合的評価	4

1. 事業概要

(1) 事業の名称

猪名川町道の駅整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設

- ・ 駐車場
- ・ トイレ
- ・ 地域情報発信施設
- ・ 防災倉庫
- ・ 管理事務所
- ・ そばの加工販売施設
- ・ 特産品の開発・加工施設
- ・ 飲食施設
- ・ 物販・サービス施設
- ・ 多目的施設
- ・ 子育て関連施設
- ・ バスロータリー
- ・ 屋外ふれあい活動広場
- ・ 地域産品飲食施設（バーベキュー等）
- ・ 地域商品等販売施設（農産物直売所含む）
- ・ 軽飲食施設
- ・ イベント交流広場
- ・ 観光案内所
- ・ 子育て支援センター
- ・ 進入路、周回道路等
- ・ サービスヤード等（従業員駐車場等）
- ・ 雨水調整池
- ・ 緩衝緑地

(3) 公共施設等の管理者の名称

猪名川町長 福田 長治

(4) 事業用地

所在地 兵庫県川辺郡猪名川町南田原地内
面積 本体：約 39,100 m² (約 3.91ha)

(5) 事業の範囲

本事業は、事業用地において、道の駅いながわの整備・維持管理及び運営を実施するものである。本事業は、以下の業務で構成される。

- i. 設計業務
- ii. 建設業務
- iii. 工事監理業務
- iv. 開業準備業務
- v. 維持管理業務
- vi. 運營業務

(6) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、公共施設等の管理者等である町が事業者と締結する本事業に係る契約書に従い、用地取得は町が行い、事業者が施設整備を行った後、町に本施設（子育て支援センターを除く）の所有権を移転し、維持管理業務・運營業務を遂行する方式（BT0：Build Transfer Operate）を基本として実施する。なお、子育て支援センターについては、事業者が施設整備を行った後、町に所有権を移転し、町が維持管理業務・運營業務を遂行する方式（BT：Build Transfer）とする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和 26 年（2044 年）6 月 30 日まで（維持管理業務・運營業務は 20 年間）とする。

2. 事業の評価

(1) 評価方法

本事業を PFI 法に基づく特定事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、町が従来手法で実施する場合と比べて事業期間を通じた町の財政負担の縮減を期待できること、公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

1) 定量的な評価

町が従来手法で本事業を実施する場合の財政負担の総額と、PFI 事業として実施する場合の町の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して比較するとともに、町の実質負担額（施設整備のサービス対価から、事業者が納付する納付金及び賃料並びに交付金見込額を差し引いた金額）が一定額に収まることを確認することで評価を行った。

2) 定性的な評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、以下の視点で定性的な評価を行った。

- ・サービス品質の向上
- ・業務の効率化
- ・リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

(2) 定量的評価

1) 定量的評価の前提条件

本事業において、町が従来手法で実施する場合の町の財政負担額と、PFI 事業として実施する場合の町の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を以下のとおり設定した。

表 1 町の財政負担額 算出の前提条件

項目	従来手法で実施する場合	PFI 事業として実施する場合	設定条件
町の事業費の主な内訳	【収入】 ・農山漁村振興交付金 ・利用料金 ・売上	【収入】 ・農山漁村振興交付金 ・納付金 ・賃料	PFI 事業として実施した場合は、指定管理者制度（利用料金制度、使用許可による許可事業）の導入及び施設の貸付を行い、利用料金及び売上は事業者の収入とする。維持管理・運營業務は独立採算で実施し、事業者は町に納付金及び賃料を納める。
	【支出】 ・施設整備費 ・維持管理・運営費 ・起債償還（利息含む）	【支出】 ・施設整備に係るサービス対価 ・アドバイザー費用 ・モニタリング費用	PFI 事業として実施した場合の施設整備に係る費用及び維持管理・運營業務に係る費用は、従来手法で実施する場合に対して一定のコスト縮減が見込まれると設定。
町が財政負担をする際の財源	・農山漁村振興交付金 ・起債 ・一般財源	・農山漁村振興交付金 ・一般財源	
物価上昇率	考慮しない		
割引率	2.5%		長期国債の利率を参考に設定

※ 前提条件は、財政負担額を算出するうえで、町が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

2) 評価結果

定量的評価の結果、独立採算型事業としての採算性を有し、事業として成立することが確認された。

また、町が従来手法で実施する場合の事業期間を通じた町の財政負担額と、PFI 事業として実施する場合の事業期間を通じた町の財政負担額について、現在価値換算額で比較した。その結果、PFI 事業として実施する場合、PFI 事業者からの納付金及び賃料によって町の実質負担額は十分に削減されるとともに、町が期待する一定の金額の範囲内で事業の実現が可能であることが確認された。

(3) 定性的評価

1) サービス品質の向上

事業者が有する専門的な能力やノウハウを活用することにより、施設の機能性や利便性が向上し、利用者ニーズに対応した低廉かつ良質なサービスの提供が期待できる。また、事業期間を通じて事業者の業務内容を監視し、サービス品質の低下が認められた場合は、事業者への改善勧告等を行うことにより、適切なサービスの質を維持することが期待できる。

2) 業務の効率化

町が従来手法で実施する場合と比べて、本事業を PFI 事業として、設計から建設、工事監理、開業準備、維持管理、運営に至るまで事業者に一括して委ねることにより、事業者が有する専門的な能力やノウハウが発揮され、業務の効率化・合理化が期待できる。

3) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を町及び事業者の間で明確にすることにより、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、効率的な事業の遂行や安定した事業の実施が期待できる。

3. 総合的評価

本事業は、特定事業として実施することにより、町が従来手法で実施する場合と比較して財政負担額の削減効果があり、町の実質負担額が一定額以下に抑えられることに加え、定性的評価に示した効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第7条の規定に基づく特定事業として選定する。